

高潮時の避難確保計画

ゆう保育園

2023年 7月 作成

1. 計画の目的

この計画は、水防法第15条の3第1項に基づくものであり、本施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図ることを目的とする。

2. 計画の報告

計画を作成及び必要に応じて見直し・修正をしたときは、水防法第15条の3第2項に基づき、遅滞なく、当該計画を市町村長へ報告する。

3. 計画の適用範囲

この計画は、本施設に勤務又は利用する全ての者に適用するものとする。

【施設の状況】

人 数			
昼間・夜間		休日	
利用者	施設職員	利用者	施設職員
昼間 12名	昼間 13名	休日 0名	休日 0名
夜間 0名	夜間 0名		



【施設周辺の避難経路図】

高潮時の避難先は、「なごやハザードマップ防災ガイドブック」を確認し、以下の場所とする。

※「なごやハザードマップ防災ガイドブック」は名古屋市ホームページ参照

避難経路図

施設及び避難先の位置と、施設から避難先までの避難ルートを貼り付けて下さい。

施設所在地	名古屋市南区港東通1-17	
避難場所	名称	大生小学校
	住所	名古屋市南区西又兵ヱ町3丁目76

4. 防災体制

連絡体制及び防災体制は、以下のとおりとする。

【防災体制確立の判断時期及び役割分担】

体制確立の判断時期		活動内容	対応要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 名古屋市に高潮注意報(レベル3相当)の発表 	注意体制確立	気象情報等の情報収集	情報収集伝達要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 学区に高齢者等避難(レベル3)の発令 名古屋市に高潮・高潮特別警報(レベル4相当)の発表 	警戒体制確立	避難情報等の情報収集 使用する資器材の準備 保護者への事前連絡 周辺住民への事前協力依頼 要配慮者の避難誘導	情報収集伝達要員 避難誘導要員 情報収集伝達要員 情報収集伝達要員 避難誘導要員
以下のいずれかに該当する場合 <ul style="list-style-type: none"> 学区に避難指示(レベル4)、緊急安全確保(レベル5)の発令 三河湾・伊勢湾沿岸に高潮氾濫発生情報の発表 	非常体制確立	施設内全体の避難誘導	避難誘導要員

表内の事項のほか、統括管理者の指揮命令に従うものとする。

5. 情報収集及び伝達

(1) 情報収集

収集する主な情報及び収集方法は、以下のとおりとする。

収集する情報	収集方法
気象情報	インターネット ▶ 気象庁HP (http://www.jma.go.jp/)
潮位情報 水位周知海岸 情報	インターネット ▶ 気象庁HPの潮位観測情報 (http://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.507/137.021/&contents=tidelevel) ▶ 愛知県川の防災情報 (https://www.kasen-aichi.jp/Top.html?time=1650969408121)
高齢者等避難 避難指示 緊急安全確保	同報無線（防災スピーカー） 広報車等の広報等 テレビ・ラジオ 電子メール（きずなネット防災情報） SNS（フェイスブック、ツイッター） 名古屋市の避難情報に係る緊急速報メール インターネット ▶ 名古屋市サイト (http://www.city.nagoya.jp/)

※ 停電時は、ラジオ、タブレット、携帯電話を活用して情報を収集するものとし、これに備えて、乾電池、バッテリー等を備蓄する。

※ 提供される情報に加えて、雨の降り方、施設周辺の水路や道路の状況、斜面に危険な前兆が無いかなど、施設内から確認を行う。

(2) 情報伝達

①「施設内緊急連絡網」に基づき、また館内放送や掲示板を用いて、体制の確立状況、気象情報、避難情報等の情報を施設内関係者間で共有する。

②名古屋市から利用者の避難状況や安否情報の提供を求められる場合があるため、情報を整理しておく。

6. 避難誘導

(1) 避難先

避難場所及び屋内安全確保を図る場所は下表のとおりとする。また、悪天候の中の避難や、夜間の避難は危険を伴うことから、建物が堅牢で家屋倒壊のおそれがなく、想定浸水深よりも高い避難場所がある場合には、屋内安全確保を図るものとする。その場合は、備蓄物資を用意する。

(2) 避難経路

避難先までの避難経路については、「別紙1 避難経路図」のとおりとする。

(3) 避難誘導

避難先までの移動手段は、以下のとおりとする。

	名 称	移動距離	移動手段
指定緊急避難場所	大生小学校	400m	徒歩
指定緊急避難場所 以外の避難場所			
屋内安全確保 (自施設)	避難不可 ／2階建		

7. 避難の確保を図るための施設の整備

情報収集・伝達及び避難誘導の際に使用する施設及び資器材については、下表「避難確保資器材等一覧」に示すとおりである。

これらの資器材等については、日頃からその維持管理に努めるものとする。

避難確保資器材等一覧

備蓄品	
情報収集・伝達	
避難誘導	利用者名簿、携帯電話1台、懐中電灯1台、乾電池10個
屋内安全確保	水3日分、食料3日分、粉ミルク
利用者	おむつ100枚、おしりふき100枚、おんぶひも2個
そのほか	ウエットティッシュ100個、ゴミ袋10枚、タオル10枚

浸水を防ぐための対策

--

8. 防災教育及び訓練の実施

従業員、施設利用者等への防災教育及び訓練は、以下のとおり実施する。

■防災に係る研修

■防災訓練

